

青森県農業近代化資金事務取扱要領

昭和 54 年 3 月 16 日青経第 965 号青森県農林部長通知
最終改正：平成 31 年 4 月 10 日青団経第 38 号

第 1 節 総則

(趣旨)

第 1 条 本県における農業近代化資金の事務取扱については、農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号。以下「融通法」という。）、農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号。以下「施行令」という。）、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 経営第 8870 号農林水産省経営局長通知）、農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）、青森県農業近代化資金利子補給規則（昭和 37 年 3 月青森県規則第 13 号）及び青森県農業経営改善関係資金事務処理要領（平成 14 年 12 月 24 日青経第 910 号青森県農林水産部長通知。「以下「事務処理要領」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

(運用方針)

第 2 条 この制度は、農業者等の経営の近代化に資することを目的とした融通法によるものであり、その運用の基本方針は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) この制度は、農業協同組合系統融資機関等（以下「融資機関」という。）による長期かつ低利の施設資金等の融通の積極化を図ることを目的の 1 つとすることに鑑み、貸付体制の整備強化及び経営の合理化は、融資機関の自主努力により、積極的に推進されるべきものとする。
- (2) この制度は、農業生産施設の整備拡充、農業生産の中核的担い手の育成及び農業後継者の育成、確保等をもって農業生産性の向上と農業所得の増大を図るものとするとともに、当該施設の造成、改良、取得は、その地域の農業に適合したものであることとする。
- (3) 本資金の融資に当たっては、融資機関の自主的な運営を基本とし、市町村、農業委員会、地域県民局地域農林水産部関係課・室（以下「地域農林水産部」という。）及びその他関係機関と緊密なる連携のもとに農政の方向を確認しつつ、農業金融の実を上げるものとする。
- (4) 融資機関は、施設、機械等の導入に当たっては、共同による利用の促進を図るものとし、施設の設定・導入時期及び本資金の借入れを希望する者（以下「借入希望者」という。）の資金需要時期等の把握に努め、適期貸付、適期払出しにより有効、適正な運用を図ることとするとともに、その貸付対象にあっては、真に農業経営上必要とする最小限のものとし、過剰投資にならないよう配慮するものとする。
- (5) 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び融資機関の分担関係の基準については、基本要綱第 5 の 3 の (1) により対応するものとする。
- (6) 同一融資対象につき農業近代化資金と公庫の資金を併せて貸し付けること（協調融資）は、行わないものとする。

(別要領等)

第3条 次に掲げる事項については、それぞれ当該各号に掲げる要領等とし、別に定めるところによる。

- (1) 電算処理関係「青森県農業近代化資金電算事務処理要領（平成11年3月10日青農経第1001号青森県農林部長通知）」（以下「電算処理要領」という。）
- (2) 認定新規就農者関係「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」

(定義)

第4条 この要領における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者等 融通法第2条第1項に掲げる者をいう。（借受資格者）
- (2) 農業者 融通法第2条第1項第1号に掲げる者をいう。（農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者。）
- (3) 農業後継者 専ら農業に従事し、将来、農業経営を実質的に承継する者をいう。
- (4) 農協 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。）第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合をいう。
- (5) 基金協会 青森県農業信用基金協会をいう。
- (6) 農事組合法人 農協法第2章の2に規定する農事組合法人をいう。
- (7) 農林中金 農林中央金庫青森支店をいう。

第2節 借受資格者及び融資機関

(借受資格者)

第5条 農業近代化資金の借受資格を有する者及び団体は、青森県内に住所を有する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 農業を営む者であって次に掲げる者

ア 次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）

(ア) 農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。）

(イ) 前記(ア)の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

イ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）

ウ 次に掲げる要件の全てを満たす農業者

(ア) 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が 200 万円以上（法人にあっては 1,000 万円以上）であること。

(イ) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項第 2 号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。

(ウ) 個人の農業者であって、60 歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業者大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。

(エ) 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実に見込まれる場合を含む。）

エ 原則として 5 年以内に、アの(ア)となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を 2 期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）

オ アの(ア)、イ及びウの経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）

カ 次に掲げる農業者（以下「集落営農組織等」という。）

(ア) 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件を全て満たすもの（以下「集落営農組織」という。）

① 代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有していること。

a. 事項

(a) 団体の目的

(b) 団体の意思決定の機関及びその決定の方法

(c) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

(d) 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

b. 基準

(a) 代表者の選任の手続を明らかにしていること。

(b) 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。

(c) 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

(d) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。

(e) 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

② 一元的に経理を行っていること。

③ 原則として 5 年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。

④ 農用地の利用の集積の目標を定めていること。

⑤ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

る。

(イ) 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）

キ 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アの(ア)及びイからオまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、カの(ア)の①に定める事項及び基準に従った規約を有しているもの

(2) 農協であって、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 法令違反や不祥事がないこと。

イ 国及び都道府県の行政検査並びに存続中央会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 10 条に規定する存続中央会をいう。以下同じ。）又は会計監査人による監査で重大な指摘を受けていないこと。

ウ 農協の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。

エ 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること。（これらの事業を行っていない農協については、この限りでない。）

オ 信用事業のルールを尊重していること。（信用事業を行っていない農協については、この限りでない。）

カ 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。

キ 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。

(3) 農業協同組合連合会であって、(2)のオからキまでに掲げる要件を全て満たすもの

(4) 農業者、農協、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって、次に掲げるもの

ア 農事組合法人（農協法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行うものを除く。）

イ 存続中央会

ウ 農業共済組合及び農業共済組合連合会

エ 土地改良区及び土地改良区連合

オ たばこ耕作組合

カ 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農協又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農協又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）

キ 農住組合（農業者、農協及び農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）

ク 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農協、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有

し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を抛出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）

なお、農業振興一般社団法人等のうち農業者、農協又は農業協同組合連合会が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を抛出しているもの以外のものに対する貸付けは、施行令第2条の表の資金の種類欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農協又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。

ケ 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であって、農業者、農協又は農業協同組合連合会が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの

コ 法人でない団体であつて、農業者がその主たる構成員となつており、かつ、代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従つた規約を有しているもの（(1)の力の(ア)及びキに該当するものを除く。）

(ア) 事項

- ① 団体の目的
- ② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- ③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- ④ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

(イ) 基準

- ① 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
- ② 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
- ③ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- ④ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
- ⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

(融資機関)

第6条 農業近代化資金の融資機関は、知事と利子補給契約を締結した次に掲げる金融機関とする。

- (1) 別表1に掲げる農協、銀行、信用金庫及び信用協同組合
- (2) 農林中金

2 銀行、信用金庫及び信用協同組合は、農業協同組合系統融資機関の貸付機能を補充するための融資機関としたものであることから、農業近代化資金を取扱うに当たっては農業者等の預貯金の受入れ及び農業者等の必要とする資金の貸付けについて現に農業者等と取引実績のある者を貸付け対象とする。

(資金使途)

第7条 農業近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。

(1) 第5条の(1)に掲げる者に対する貸付け

ア 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。以下「建構築物等造成資金」という。）

なお、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては復旧に必要な資金を除く。

イ 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。以下「果樹等植栽育成資金」という。）

ウ 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金（以下「家畜購入育成資金」という。）

エ 事業費 1,800 万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては復旧に必要な資金を除く。以下「小土地改良資金」という。）

オ 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（ウ）から（キ）までに掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限り、（ク）に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。以下「長期運転資金」という。）

(ア) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

(イ) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金（認定農業者等及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあつては、農機具及び運搬用機具に限る。）

(ウ) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

(エ) 品種の転換を行うのに必要な資金

(オ) 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金

(カ) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

(キ) 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農業費その他の費用に充てるのに必要な資金

カ アからオまでに掲げるもののほか、次に掲げる資金（以下「大臣特認資金」という。）

(ア) 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「農村給排水施設資金」という。）

この給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあるとして知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時に一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であって、第5条の(1)に掲げる者が設置するものとする。

なお、給排水施設に係る農業近代化資金の利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮する必要がある。

(イ) 次の①又は②に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金（以下「特定農家住宅資金」という。）

① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合

① 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する事業の実施に伴い移転するとき。

② その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。

③ 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）するとき。

④ 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であって、知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。）をするとき。

② ①の対象地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合

(ウ) 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「内水面養殖施設資金」という。）

この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めている必要がある。

(2) 第5条の(2)から(4)までに掲げる者に対する貸付け

ア (1)のアからエまで及びカの(ウ)に掲げる資金

イ 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であって次に掲げる施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「農村環境整備資金」という。）

診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生

第3節 借入手続

(借入申込時期)

第8条 農業近代化資金の借入申込は、原則として適期に行うものとする。

- 2 補助残融資を伴うものは、補助事業実施計画の承認手続と併行して借入申込書を作成し、速やかに借入申込手続を行うものとする。

(借入申込手続)

第9条 第5条の(1)に掲げる者が、農業近代化資金の借入れを希望する場合の借入申込手続については、基本要綱及び事務処理要領に基づき行うものとする。

- 2 第5条の(2)から(4)までに掲げる者が、農業近代化資金の借入れを希望する場合の借入申込手続については、基本要綱及び事務処理要領の規定にかかわらず、借入申込書（基本要綱別紙6）に次に掲げる書類を添付して、融資機関に提出するものとする。

- (1) 定款、規約又はこれに準ずるもの
- (2) 最近年度の業務報告書又はこれに準ずるもの
- (3) 最近時の試算表又はこれに準ずるもの
- (4) 事業損益計算書
- (5) 財務改善計画書（別記様式第6号）
- (6) 債務保証委託申込書（基本要綱別紙7）（基金協会の債務保証を希望する場合に限る。）
- (7) その他必要とする書類（議事録等）

- 3 借入希望者は、前2項に係る借入申込手続に際し、借入れようとする資金の種類に応じ、次表に定める書類を必要に応じ添付するものとする。

資金の種類	添付書類（○印は別記様式番号を示す。）
構築物等造成資金（1号） 畜舎、豚舎、鶏舎 農業労働力確保施設 観光農業施設 農機具等	見積書、設計図（立、側、平面図、附近見取図）、建築確認通知書(写)、市街化調整区域にあつては開発許可書(写)、構築物の設置計画⑦ 水質汚濁防止法の特定施設の届出書(写) 畜産公害防止施設設置計画書⑧ 農業労働力確保施設利用計画書⑮の2 観光農業事業計画書⑭ 見積書（農業機械の型式検査合格番号及び安全鑑定番号を朱書する。）
果樹等植栽育成資金（2号）	見積書、果樹等の植栽・育成計画⑨、花き・花木の植栽、育成、出荷計画⑩、農用地区域内の土地である旨の証明書(写)
家畜購入育成資金（3号）	見積書、育成資金を借入するときは、生産家畜（乳牛、繁殖

	肉牛、繁殖豚)の育成計画⑩、肥育牛育成計画⑪、肥育牛・肥育豚・鶏の品質面等での向上を図るため、新たに導入を行おうとする者については、肥育牛等の品質等向上事業計画書⑪の2
長期運転資金(5号)	賃貸借及び使用収益の権利取得等に関する契約書の写し等、使用目的を示す関係書類、借入金額の根拠を記載した書面
農村環境整備資金(6号)	見積書、設計図、建築確認通知書(写)、市街化調整区域にあつては開発許可書(写)、建構築物の配置計画⑦
大臣特認資金(7号)	
農村給排水施設資金	見積書、設計図(配管図、附近見取図)、浄化槽の設置にあつては、建築確認通知書(写)(建築確認を必要としないものについては、保健所に対する届出の受理書(写))
特定農家住宅資金	建構築物の設置計画⑦、見積書、設計図、建築確認通知書(写)、市街化調整区域にあつては開発許可書(写)、特定農家住宅資金借入事業計画書⑬、婚姻関係が明らかになる書面
内水面養殖施設資金	見積書、設計図、内水面養殖事業計画書⑮
施設用地の取得を含む計画	見積書、売買契約書(写)、土地登記簿謄本(写)
補助残融資の場合	補助事業計画書の写し(実施設計書、実施計画書等)

4 窓口機関(事務処理要領第2に定める「窓口機関」をいう。)は、事務処理要領に基づく借入申込希望を特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知)第1に基づき各市町村が設置している市町村特別融資制度推進会議に諮る際、自らが融資機関となることが予想される場合は、農業近代化資金利子補給審査会に要する借入申込みに係る関係資料について、あらかじめ作成することができるものとする。この場合、融資機関内部の十分な検討を経ておくものとする。

第4節 利子補給承認申請等

(利子補給承認申請)

第10条 前条の借入申込みを受けた融資機関は、必要な審査を行い、貸付けを適当と認めるものについては、前条の規定により提出を受けた書類に次の書類を添付し、毎月末日までに借入希望者の住所を管轄する地域県民局地域農林水産部長(以下「地域農林水産部長」という。)に提出するものとする。

- (1) 農業近代化資金利子補給承認申請書(別記様式第16号)
- (2) 農業近代化資金利子補給承認(債務保証承諾)申請明細書(電算処理要領様式第1号。以下「申請明細書」という。)

2 前項の書類の提出について、融資機関が農協等(「農協又は銀行、信用金庫若しくは信用協同組合」をいう。)以外の場合は、知事に提出するものとする。

3 融資機関は、基金協会の債務保証を必要とする事案については、債務保証委託申込書（基本要綱別紙7）に意見を付し、基金協会へ提出するものとする。

4 融資機関は、認定農業者に係る案件のうち、国の利子助成等交付事業の対象となるものについては、当該事業実施団体が別に定める規程に基づき、所定の手続をとるものとする。

（事前審査）

第 11 条 前条第 1 項及び第 2 項に定める手続を進めるに当たって、融資機関の長は、必要がある場合には、現地調査等を行い、又は市町村等関係機関の意見を聞くことができるものとする。

第 5 節 利子補給承認審査

（利子補給承認審査会）

第 12 条 第 10 条第 1 項の定めるところにより関係書類を受理した地域農林水産部長は、次の各号に定める手続をとるものとする。

(1) 次に定める機関を構成員とする農業近代化資金利子補給審査会（以下「審査会」という。）において所定の審査を行い、利子補給承認の適否を決定の上、適当としたときは農業近代化資金利子補給承認通知書（別記様式第 17 号。以下「承認通知書」という。）を、不適としたときは農業近代化資金利子補給承認拒絶書（別記様式第 17 号の 2。以下「拒絶書」という。）を融資機関に送付するとともに、農業近代化資金利子補給承認審査結果報告書（別記様式第 18 号）に申請明細書を添えて、毎月 20 日までに知事へ提出するものとする。

ア 地域農林水産部

イ 農林中金（融資機関が農協の場合）

ウ 融資機関（融資機関が銀行、信用金庫又は信用協同組合の場合）

エ 基金協会

オ その他地域農林水産部長が認める機関

(2) 必要がある事案については、市町村、保健所等と連絡調整を図るものとする。

2 知事は第 10 条第 2 項で定めるところにより関係書類を受理したときは、審査会において所定の審査を行い、利子補給承認の適否を決定の上、適当としたときは承認通知書を、不適としたときは拒絶書を毎月 20 日までに融資機関に送付するものとする。なお、審査会の構成員は次に定める機関とするが、審査案件等により調整できるものとする。

ア 団体経営改善課

イ 基金協会

ウ 融資機関

エ 本庁補助事業担当課（県の補助金の交付の決定を受けた事業の場合）

オ その他知事が認める機関

（利子補給承認後の手続）

第 13 条 知事は、前条の審査結果に基づき、電算処理を行い、農業近代化資金利子補給承認明細書

(電算処理要領様式第2号の1。以下「承認明細書」という。)等を出力するものとする。

なお、地域農林水産部長が承認した案件に係る承認明細書等については、出力後速やかに地域農林水産部長に回送するものとする。

- 2 知事又は地域農林水産部長は、農業近代化資金利子補給承認明細書等の交付について(別記様式第19号)に承認明細書、農業近代化資金貸付実行報告書(電算処理要領様式第3号。以下「実行報告書」という。)及び農業近代化資金事業完了報告書(電算処理要領様式第4号。以下「完了報告書」という。)を添えて、融資機関に交付するものとする。

なお、関係機関に対しては、農業近代化資金利子補給承認結果一覧表(電算処理要領様式第5号の1、2及び様式第6号)により通知するものとする。

第6節 貸付実行

(貸付実行)

第14条 第12条による承認通知書の交付を受けた融資機関は、農業近代化資金利子補給契約第3条の規定により1月以内に貸付実行するものとし、この期間内に貸付実行できない場合は、農業近代化資金貸付遅延報告書(別記様式第20号)を知事又は地域農林水産部長(知事承認案件は知事、地域農林水産部長承認案件は地域農林水産部長。以下同じ。)に提出するものとする。

なお、50日を超えて貸付実行がなされない場合は、その利子補給承認を辞退したのものとして扱うものとする。ただし、農業近代化資金を借受けようとする者の正当な理由により特に必要と認められるときは、この限りでない。

- 2 融資機関は前項の貸付実行に当たっては、事業着工予定日及び事業完了予定日並びに貸付実行後遅くとも30日以内に資金需要があること等を確認して行うものとする。
- 3 6月承認分及び12月承認分に係る貸付実行については、利子補給金計算上の都合により、6月承認分については7月1日以降、12月承認分については1月1日以降に貸付実行するものとする。

(貸付実行報告)

第15条 融資機関は、貸付実行したときは、第13条に定めるところにより送付された実行報告書に貸付実行日等を記入し、承認月の翌々月の10日までに知事に提出するものとする。なお、地域農林水産部長が承認した案件については、地域農林水産部長を経由するものとする。

(利子補給承認事項の変更)

第16条 利子補給承認された対象事業、貸付条件の変更は、軽微な変更を除き原則として認めないこととする。

ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 本資金を借り受けた者(以下「借受者」という。)が当初計画どおり事業が実施できず、計画内容の主要事項の変更をしたい旨の申出があつたときは、当該融資機関は実情を調査し、その理由がやむを得ないものであると認められる場合は、農業近代化資金用途変更承認申請書(別記様

式第 21 号) に農業近代化資金データ修正報告書(電算処理要領様式第 7 号。以下「データ修正報告書」という。)を添えて、知事又は地域農林水産部長に提出するものとする。

(2) 借受者が天災地変その他特別の事由により、資金の償還条件の変更等利子補給承認条件の変更について融資機関に申出があったときは、当該融資機関は実情を調査し、その事由が真にやむを得ないものであると認められる場合は、農業近代化資金利子補給条件変更承認申請書(別記様式第 23 号)にデータ修正報告書を添えて、知事又は地域農林水産部長に提出するものとする。

(3) 第 10 条の利子補給承認申請後から第 12 条の利子補給承認審査までの間に、資金の償還条件の変更等利子補給承認条件の変更について、借入希望者から融資機関に申出があったときは、農業近代化資金利子補給承認条件変更届(別記様式第 22 号)を知事又は地域農林水産部長に提出するものとする。

(変更承認)

第 17 条 知事又は地域農林水産部長は、前条第 1 号又は第 2 号による申請書を受理したときは、その申請の諾否を決定しその旨を農業近代化資金利子補給条件変更承認について(又は農業近代化資金利子補給条件変更拒絶について)(別記様式第 24 号)により申請があった融資機関へ通知するものとする。

第 7 節 資金管理等

(融資書類の整備保管)

第 18 条 融資機関は、貸付けを完了したときは第 20 条に定める資金用途を確認できる書類を含めて、関係書類を 1 件ごとに整理し、貸付台帳(別記様式第 33 号)を作成するとともに、農業近代化資金金員借用証書(別記様式第 25 号)を保管するものとする。

(経理区分)

第 19 条 融資機関は、農業近代化資金の貸付けに当たって、借受者ごとに口座を設け、又は他の資金と区別して経理できる方法により経理するものとし、その払出しは請求書等で確認するものとする。

(事業完了、資金用途確認)

第 20 条 融資機関は、借受者から農業近代化資金融資事業完了報告書(別記様式第 26 号)と事業に要した総事業費の領収書等を提出させるとともに、その事業の完成状況を実査等により確認するものとする。

(事後の措置)

第 21 条 融資機関は、前条の定めるところにより事業完了、資金用途確認をしたときは、完了報告書を知事又は地域農林水産部長に提出するものとする。

ただし、確認の結果、貸付金が利子補給承認対象外の用途に充当され、若しくは融資率超過になっている場合等、利子補給承認の条件、融資条件と異なっている場合は、遅滞なく是正措置を講ず

るとともに、その旨を知事又は地域農林水産部長に報告するものとする。

なお、地域農林水産部長にあつては、融資機関から是正措置を講じた旨報告を受けたときは、速やかに知事に報告するものとする。

2 前項に定める是正措置に係る基準は別表2に掲げるところによるものとする。

(貸付状況点検)

第22条 融資機関は、毎年1回定期に前年度貸付事案の貸付状況を点検、整理しその実態を確認するとともに、その確認結果等を当該年の9月末日までに農業近代化資金貸付状況点検報告書(別記様式第27号)及び農業近代化資金貸付状況点検整理表(別記様式第28号)により知事又は地域農林水産部長に報告するものとする。

(県、市町村の指導)

第23条 県及び市町村は、前条に定める事務の処理その他について融資機関に対し必要な指導を行うものとする。

(制度運用調査)

第24条 県は、農業近代化資金制度の適正な推進を期するため、融資機関に対し、書類調査及び現地調査等の方法により制度運用調査を農業近代化資金融資事業実施状況調査票(別記様式第29号)により必要に応じ実施するものとする。

(利子補給の停止等)

第25条 知事は、融資機関がその責に帰すべき事由により本要領、関係法令等の規定に違反した場合は、別表2に掲げるところにより利子補給の停止、利子補給金の遡及返還その他必要な措置を講ずるものとする。

第8節 貸付限度額、融資率等

(貸付限度額)

第26条 農業近代化資金の貸付限度額は次のとおりとする。

(1) 第5条の(1)に掲げる者で次に掲げる農業者に対する貸付けにあつては、2億円

ア 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人

イ アに掲げる者のほか、農業者で、知事がその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したもの

ウ 第5条の(1)のカの(ア)及びキに掲げる農業を営む任意団体

(2) 第5条の(1)のエの農業参入法人に対する貸付けにあつては、1億5,000万円

(3) 第5条の(1)に掲げる者でアからウまで及び(2)以外のものに対する貸付けにあつては、1,800万円

(4) 第5条の(2)から(4)までに掲げる者に対する貸付けにあつては、15億円。ただし、特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額。

2 前項(1)のイ(知事特認)及び(4)のただし書(大臣特認)に係る借入申込みを受けた融資機関

は、直ちに農業近代化資金貸付限度額特認申請書（別記様式第 30 号）又は農業近代化資金融通法第 2 条第 3 項第 1 号の規定による承認申請書（別記様式第 31 号）を提出し、事前に承認を得るものとする。

（融資率等）

第 27 条 融資率は、原則として当該資金に係る施設の改良、造成、復旧又は取得等に要する経費の額の 100 分の 80 以内とする。ただし、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書類に記載された金額を下回り、融資率が 100 分の 80 を超えることとなる場合において、必要やむを得ないと認められるときは 100 分の 90 以内とする。

2 認定農業者等の融資率（第 7 条の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）は、前項の規定にかかわらず 100 分の 100 以内とする。

3 集落営農組織等の融資率（第 7 条の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）は、第 1 項の規定にかかわらず、100 分の 100 以内とする。

なお、この融資率の特例は、貸付額が 3,600 万円に達するまでに限り適用するものとする。

4 融資額は 1 万円未満を切り捨てるものとする。ただし、農村環境整備資金を除く資金を 2 以上貸付けする場合における当該資金（以下「セット資金」という。）の内訳については、千円単位の融資額とすることができる。

（補助残融資）

第 28 条 国又は地方公共団体の補助金の交付の決定を受けた事業の補助残事業費部分については、農業近代化資金の融通ができるものとする。

2 農業近代化資金を融通した事業につき、国又は地方公共団体等の補助金が追加交付された場合は、借受者は直ちに当該追加交付額又は融資率超過となる額相当額を繰上償還の例に準じて借入金債務の弁済に充てるものとする。

（自賄率の向上）

第 29 条 融資機関は、借入希望者の経営状況を把握し、経営規模に適合した設備投資と利用の促進を図るものとし、過度な借入依存にならないよう配慮するものとする。

（償還期限及び据置期間）

第 30 条 農業近代化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、下表に示す年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 111 条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成 23 年政令第 132 号）第 3 条第 1 項に規定する者にあつては、下表の償還期限及び据置期間について、それぞれ 3 年間延長するものとする（ただし、平成 32 年 3 月 31 日までの間に貸付けられるものに限る。）。

貸付対象者		認定農業者等		認定農業者等 以外の農業者		認定新規就農 者が認定就農 計画（農業経 営基盤強化促 進法第 14 条 の 5 第 2 項に 規定する認定 就農計画をい う。）に従っ て 同 法 第 14 条の 4 第 2 項第 3 号の 措置を行う場 合		農協等	
		償還	据置	償還	据置	償還	据置	償還	据置
原 則		15	7	15	3	17	5	15	3
例 外	果樹等植栽育成資金を含む場合	—	—	—	7	—	7	—	7
	農機具等のみの場合	7	2	7	2	10	—	10	2
	家畜購入育成資金のみの場合	7	2	7	2	10	—	7	2
	畜舎、果樹棚等を含む場合	—	—	—	—	—	—	20	—
	農村環境整備資金を含む場合	—	—	—	—	—	—	20	—
	小土地改良資金を含む場合	—	—	—	—	18	—	—	—

(注)

- (1) 農機具等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な機械・機具をいう。
- (2) 畜舎、果樹棚等とは、農産物の生産、流通又は加工に必要な施設をいう。
- (3) 農協等とは、第 5 条の(2)から(4)までに掲げる者をいう。
- (4) セット資金の償還期限は、その貸付金の種類のうち当該期限の長いものに係る期間とし、据置期間については、その貸付金の種類のうち当該期間の長いものに係る期間とすることができるものとする。

(償還方法)

第 31 条 貸付金の償還方法は、原則として元金均等年賦払の方法によるものとする。

ただし、1 回の償還額は均等で千円単位とし、貸付金を償還年数（据置期間は含めない。）で除し、千円未満の端数が生ずる場合は、第 1 年目に加算するものとする。

2 償還金の充当順位は、次表のとおりとする。

なお、当期約定分外の償還分は原則として次回償還に充当させるものとする。

充当順位	償還金
第1位	償還延滞分
第2位	約定償還分
第3位	約定償還外の繰上償還分

3 融資機関は、繰上償還があった場合は、農業近代化資金特例移動報告書（電算処理要領様式第9号）を知事に提出するものとする。

（償還日）

第32条 償還日は、原則として毎年12月20日又は2月20日とする。

（基金協会の債務保証）

第33条 融資機関は、農業者等に貸付けする農業近代化資金について基金協会の債務保証制度の活用を図るものとする。

なお、債務保証制度の活用にあたって、融資機関は借受者の信用状況によって真に必要と認めるものについて保証に付すよう配慮するものとする。

2 基金協会から債務保証引受けの通知を受けた融資機関は、債務保証委託証書（別記様式第34号）をとりまとめ、基金協会へ提出することとする。

第9節 利子補給承認基準等

（利子補給承認基準等）

第34条 農業近代化資金の利子補給承認の審査基準は、原則として別表3のとおりとする。

（融資対象物件等）

第35条 農業近代化資金の利子補給承認前に工事等に着手した物件については、特別な事情があると認められる場合を除き、当該資金の融資対象としないものとする。なお、工事等に着手するとは次のような態様をいう。

- (1) 売買により取得する物件については、その物件の一部又は全部が納品されていること。
- (2) 請負により取得する物件については、その物件に係る工事が現地において開始されること。
- (3) 対象事業費（契約金の内金を含む。）の一部又は全部が支払われていること。

2 新規開田又は休耕復元田に係る物件若しくは市街化区域等内（都市計画法（昭和43年法律第100号）の市街化区域及び都市計画区域における用途地域をいう。）の稲作経営に必要な機械、施設等については融資の対象としないものとする。

第 10 節 補則

(定期検討)

第 36 条 この要領の定める事項のうち、経済情勢又は時期的なもの等により変動のある事項については、当該事項の適正化を図るため、必要に応じてその適否を検討するものとする。

(その他事項)

第 37 条 この要領に定めのない事項については必要に応じ、関係機関の意見を聴取する等により、別途知事の定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行前に定められた様式については、当分の間、必要事項を加除訂正して使用することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、昭和 57 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、昭和 58 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、昭和 59 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、昭和 60 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、昭和 62 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、昭和 63 年 3 月 4 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成元年 7 月 20 日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成2年1月25日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成3年5月8日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成3年12月10日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成5年2月18日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成5年4月23日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成7年2月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成7年4月25日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成8年3月29日から施行する。
- 2 改正前の要領の様式については、当分の間使用できるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成8年9月25日から施行する。
- 2 改正前の要領の様式については、当分の間、必要事項を加除訂正して使用することができるものとする。

附 則

1 この要領は、平成8年12月13日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成9年9月16日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成10年6月17日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 12 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 12 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 12 年 8 月 2 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 12 年 9 月 11 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 12 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 12 年 12 月 5 日から施行する。
- 2 改正前の要領の様式については、当分の間、必要事項を加除訂正して使用することができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 13 年 2 月 7 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 13 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 13 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 13 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 13 年 10 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 14 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 15 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 17 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 18 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 6 月 14 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 7 日青団経第 446 号）

- 1 この要領は、平成 23 年 12 月 7 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 16 日青団経第 495 号）

- 1 この要領は、平成 26 年 1 月 16 日から施行する。

附 則（平成 26 年 10 月 9 日青団経第 291 号）

- 1 この要領は、平成 26 年 10 月 9 日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 21 日青団経第 137 号）

- 1 この要領は、平成 28 年 6 月 21 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 10 日青団経第 38 号）

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 10 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。